第十三条第十項	第二項	附則第十二項の規定により読み替えて適用する第二項
第十三条第十二項	第四項	附則第十二項の規定により読み替えて適用する第四項

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和元年十月一日から施行する。

府令・省令

○内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、並びに中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三十五条の四第一項第二号（同法第六十九条において準用する場合を含む。）及び第六十九条の二第一項第四号イの規定に基づき、中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年九月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第三十五条の四第一項第二号の主務省令で定める者） **第六十一条の二**　法第三十五条の四第一項第二号（法第六十九条において準用する場合を含む。）の主務省令で定める者は、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	［新設］

第六章の二　指定紛争解決機関

第一節　通則

（法第六十九条の二第一項第四号イの主務省令で定める者）

第百八十二条の二　法第六十九条の二第一項第四号イの主務省令で定める者は、精神の機能の障害により紛争解決等業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（割合の算定）

第百八十二条の二の二　［略］

（指定申請書の添付書類）

第百八十二条の五　［略］

2　［略］

3　法第六十九条の四において準用する保険業法第三百八条の三第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～三　［略］

四　役員が法第六十九条の二第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

五～八　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この命令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

第六章の二　指定紛争解決機関

第一節　通則

［新設］

（割合の算定）

第百八十二条の二の二　［略］

（指定申請書の添付書類）

第百八十二条の五　［略］

2　［略］

3　法第六十九条の四において準用する保険業法第三百八条の三第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～三　［略］

四　役員が法第六十九条の二第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

五～八　［略］